

資料 5

令和5年12月12日

大阪府議会議長 久谷 眞 敬 様

提 出 者

大阪府議会議員 河崎 大 樹 肥 後 洋一朗
しかた 松 男

賛 成 者

大阪府議会議員 山 下 昌 彦 角 谷 庄 一
三 橋 弘 幸 牛 尾 治 朗
中 谷 恭 典 みよし かおる
徳 村 さとる 大 橋 章 夫
中 井 もとき

第2号意見書案

北陸新幹線敦賀・新大阪間における早期の認可・着工と 全線開業等を求める意見書

北陸新幹線は、首都圏、北陸圏及び関西圏をつなぎ、各地域間の交流・連携を強化し、我が国のさらなる成長・発展を支えるとともに、東海道新幹線、リニア中央新幹線とあわせて、東京・大阪の二大都市圏をつなぐ国土軸の多重化により、大規模災害に強い国土形成に資する極めて重要な高速交通インフラである。

また、北陸新幹線がつながる新大阪駅は、東海道・山陽・九州新幹線に加え、将来的にはリニア中央新幹線も結節し、全国へつながる広域交通ネットワークの一大ハブ拠点として、北陸と大阪・関西、ひいては西日本との交流・連携が強まり、北陸新幹線の機能・効果を最大限発揮することができる。しかしながら、敦賀から大阪までの開業が遅れ、全線開業とならなければ、これまで繋がりが強かった北陸と関西との結びつきや交流が弱まり、関西経済へのマイナスの影響は言うまでもなく、北陸圏もストロー現象により経済の衰退を招き、東京一極集中を一層加速させてしまうことが危惧される。

さらに、大阪府では、開催まで500日を切った「大阪・関西万博」の成功や本年4月に区域整備計画が認定された世界最高水準のI Rの早期開業に向け、取組みを進めており、今後、国内外からの来訪者の更なる増加が見込まれる。

よって、国においては、来年3月16日の金沢・敦賀間の開業に続き、敦賀・新大阪間を一気に整備し、一日も早い全線開業を実現させるため、整備促進に関する次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 現在実施中の「北陸新幹線事業推進調査」により、従来、工事实施計画の認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、開業までの期間を最大限短縮できるよう、施工上の諸課題を早期に解決するとともに、事業費の抑制・工期短縮にも努めること。
2. 広域交通ネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される新大阪の駅位置については、既存の新幹線や在来線との乗換等の利用者利便性等を考慮すること。また、新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進のためにも早期に駅位置を確定すること。
3. 現在進められている環境アセスメントの手続きを迅速に行うとともに、沿線住民等へ丁寧な説明を行い、着実に進めること。併せて、整備財源に関する議論を速やかに開始し、必要な財源を早急に確保するなど、着工5条件を解決し、早期に着手すること。
4. 財源の検討においては、沿線自治体に過度な地方負担が生じないように、貸付料財源を最大限確保すること等により地方負担の軽減に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第3号意見書案

日本版DBS制度の対象範囲拡大等を求める意見書

学校や学習塾等で指導するなどし、優越的立場を悪用した教育者による児童生徒へのわいせつ行為が後を絶たない。被害を受けた児童生徒、保護者は、その被害に生涯苛まれ、また教育現場への不信感が高まることは、実直に生徒と向き合う多くの教育者を苦しめている。児童生徒が成人し性被害を相談することで、初めて事件が発覚することもあり、被害が公になるまでの間に新たな被害者を生み出してしまう状況を鑑みれば、国を挙げた厳格な制度の導入が必要である。

このような中、大阪府では教員によるわいせつ行為等から児童生徒を守るため、教員採用選考において官報情報検索ツール等を活用し、志願者全員の処分歴を確認するなど、教員による児童生徒等に対するわいせつ行為を防止する取組みを進めている。

現在、国においては、子ども家庭庁が設置した「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」で、日本版DBSの方向性を示す報告書がとりまとめられるなど、日本版DBS導入に向けた議論、検討が進められている。本報告書では、教育、保育等を提供する業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入する必要性が示されており、学校、保育所、児童養護施設などの公的な機関が直接義務付けの対象となっている。しかしながら、学習塾やスイミングクラブ、芸能等を身に付けさせる養成所、認可外保育施設、放課後児童クラブなどの民間事業者は、認定制とする方向である。確認対象とする性犯罪歴等については、裁判所による事実認定を経た性犯罪の前科のある者に限定されており、条例違反、起訴猶予、行政処分等については慎重に検討すべきとされている。なお、確認申請の具体的な手続は、対象事業者が、採用予定者の同意を得ることを条件に確認申請をする手法が適当とされている。

子どもに対する性犯罪や性暴力は人権を侵害する行為であり、子どもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響をもたらす。また、子どもの立場の弱さに乗じて犯罪が行われるため、第三者が被害に気付きにくく、継続する可能性が高い。今回、報告書で示された検討結果を踏まえた制度設計では不足が生じる。

よって、国においては、児童生徒を性犯罪・性暴力から守る社会の実現を大きく前に進めるために、以下の内容について求める。

記

1. 公的機関、民間を問わず、一定の期間以上子どもと接する事業を実施する、すべての組織に対して本制度を義務付けることができるよう、対象事業者を拡大すること。
2. 性犯罪の前科がある者だけでなく、性犯罪・性暴力の罪を犯し起訴猶予となった者や青少年健全育成条例など、都道府県ごとに制定している条例に違反した者も制度の対象となるよう、性犯罪歴等の範囲を拡大すること。
3. 国が管轄する機関が犯罪の有無を確認する書類を発行し、採用予定者が対象事業者に提出する方法を採用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣（こども政策）

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第4号意見書案

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が**2025年には約700万人**になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、国においては、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを強く求める。

記

1. 認知症基本法の円滑な施行に総力を

本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、立法の趣旨を踏まえ、円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組みの推進に総力を挙げること。

2. 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

3. 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを**24時間365日**提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

4. 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安

心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を更に整備すること。

5. 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか(認知症ケアパス)、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン)を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
共生社会担当大臣		
全世代型社会保障改革担当大臣		

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第5号意見書案

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2023年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画(WFP)では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、国においては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取組みを求める。

記

1. 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2. 食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組みを一層強化すること。また、それらを進めるにあたっては、プラスチックごみゼロに取り組むこと。

3. 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ(未利用食品の寄付運動)等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組みを一層強化すること。

4. 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬

第6号意見書案

年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができる。同時に年金受給資格を喪失するため、将来的には無年金や低年金となる。脱退一時金の裁定件数は増加傾向にあり、令和3年度は9万6千件に達し、過去10年の累計値は72万件を超えた。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要だが、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となる。

また、同制度は再入国を妨げていないため、のちに我が国で再度就労することができる。外国人労働者の産業別内訳は、製造業を筆頭に卸売業、小売業、ならびに宿泊業、飲食サービス、建設業など雇用の流動性が高く派遣労働が多い職種である。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていない。

日本人は基本的に公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。特に派遣社員が雇止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じている。

無年金で我が国に在留を続け、結果として生活が困窮となった外国人が増加すると、将来的に地方の財政負担につながる。脱退一時金を請求した方は永続的に帰国する前提であるという制度の趣旨に立ち返るとともに、政府において必要な実態把握を行い、在留資格に関する議論の進捗も踏まえながら次期年金制度の改正に向けて必要な検討を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長
久谷 眞敬